

認可保育所設置・運営事業者募集要項

(令和2年度整備分)

令和元年7月

八千代市

1. 募集の概要

(1) 募集施設数

1 施設

(2) 募集対象施設

① 施設の種別

認可保育所（賃貸借（ただし、書面により契約を締結するものに限る。）により建物を借り受け、保育所の用とするため改修を行う施設）とします。

ただし、年齢構成は0歳児（生後57日以上）から2歳児（3歳に達する日以後の最初の3月31日まで）までとします。（5歳児クラスまでの保育所については、要相談）

※ 認可保育所とは、保護者の就労等により保育を必要とすると認定を受けた乳児又は幼児等を保育する児童福祉施設であり、八千代市では公立、民間を問わず「保育園」としてはいますが、いずれも児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所です。

※ 開所する保育所の名称については、千葉県内に同じ名称の保育所がないこと、かつ、八千代市内に同じ名称の地域型保育事業所又は認可外保育施設がないことを条件とし、原則として「〇〇保育園」としてください。なお、市民が八千代市内の既存施設と混同するような紛らわしい名称であると認められる場合には、名称を変更していただく場合があります。

② 定員数

原則として21人以上とします。また、2歳児クラス卒園以降の受入先（保育所、認定こども園及び幼稚園）を確保していること。

※ 5歳児クラスまでの保育所の場合は、60人以上とします。

③ 年齢構成

0歳児（生後57日以上）から2歳児（3歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の児童を対象とします。

※ 5歳児クラスまでの保育所の場合は、0歳児（生後57日以上）から就学前までの児童を対象とし、在園児全員が持ち上がり可能な設定としてください。

④ 開所時期

令和3年4月1日とします。

⑤ 開園時間

7時から19時（延長保育時間を含む。）までの12時間以上とします。

⑥ 開園日

月曜日から土曜日までとします。

※ 日曜日，国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から31日まで並びに1月2日及び1月3日）は休園日としますが，当該日を開園日とすることもできます。

（3）募集対象地区

募集対象地区は，待機児童の状況等を勘案し，下記の表のとおりとし，駅から概ね500m以内とします。

募集対象地区	該当するコミュニティ区域
村上駅（東葉高速鉄道）から概ね500m以内の地区	村上地区

※ 駅からの距離については，直線距離とし，駅出入口の地上部分を起点として，保育所の開所予定地の出入口までの距離とします。

※ 自主整備の場合の募集対象地区も同様になります。

2. 応募資格

保育所を設置し，及び運営するための十分な資力と信用を有し，かつ，児童福祉事業に熱意を持ち，継続的に安定した保育所の運営ができる者で，次の①から⑦までの要件を全て満たすものとします。

- ① 申込日現在で，認可保育所，幼稚園又は認定こども園を運営している者であること。
- ② 役員等が八千代市暴力団排除条例（平成24年八千代市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。
- ③ 児童福祉法第35条第5項第1号から第4号までに掲げる基準を満たす者であること。
- ④ 『保育所の設置認可等について（平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局長通知）』に定める保育所の設置認可に係る要件に適合する者であること。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定及び次のアからオまでのいずれかに該当しない者であること。

こと。

ア 市税等を滞納している者

イ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

ウ 申込日前6か月以内に手形又は小切手を不渡りした者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないもの

- ⑥ 児童福祉法，子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号），社会福祉法（昭和26年法律第45号），建築基準法（昭和25年法律第201号），消防法（昭和23年法律第186号），児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第85号）その他の関係法令及び通知等を遵守して保育所を設置・運営できる者で，これらの関係法令及び通知等に基づく指導等を遵守できるものであること。
- ⑦ 開所予定地の周辺住民等への説明を実施していること又は実施の予定があること。

3. 応募書類等

(1) 応募書類の作成

応募書類は，6部作成してください。

※ 認可保育所設置・運営事業者の募集（令和2年度整備分）に係る応募書類一覧（第1号様式）に掲げる書類を以下の事項に従い，作成してください。

- ・ 応募書類はA4フラットファイルに綴じ，認可保育所設置・運営事業者の募集（令和2年度整備分）に係る応募書類一覧（第1号様式）の番号ごとに台紙（中扉）を入れ，台紙（中扉）にインデックスを付けること。
- ・ インデックスには，書類の番号と書類の名称を記載すること。
- ・ インデックスは，直接書類に貼らず，台紙（中扉）に貼ること。
- ・ 応募書類の右下部分には，通しでページ番号を付けること。
- ・ 応募書類は，様式の指定がある書類を除き，原則としてA4縦型，横書きとすること。

※ 必要があると認める場合は，応募書類の提出後に追加で関係書類の提出を求める場合があります。

※ 提出された応募書類等は，原則返却しません。

(2) 応募書類の提出

① 提出先

八千代市役所 旧館2階 子育て支援課

② 提出方法

持参とします。(郵送等は不可とします。)

③ 提出期間

令和元年7月8日(月)から同年8月9日(金)まで(当該期間中の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

※ 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの時間に持参してください。

(3) 応募にかかる費用等

応募書類の作成、提出その他応募にかかる費用等については、応募者の負担とします。

(4) 応募に関する相談

① 相談の申込み

応募に関する相談については、必ず電話にて予約を行い、日時、相談内容、来庁人数などを申し出てください。(設計事業者等も同席できますが、必ず応募者が来庁してください。)

※ 申込みの状況によっては、希望の日時に対応できない場合がありますので、ご了承ください。

② 相談期間

令和元年7月8日(月)から同年8月2日(金)まで(当該期間中の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

※ 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの時間での相談となります。

4. 設置・運営事業者の選考

(1) 選考方法

応募書類及び応募者へのヒアリングの内容について、外部の学識経験者等で構成する評価委員会において評価を行い、その評価の点数により応募者の順位を付けます。

その結果を市長に報告した後、市長が認可保育所設置・運営事業者を決定します。

※ ヒアリングへの出席を依頼する日時は別途通知します。その際は、代表者及び施設長予定者の出席をお願いします。

(2) 選考結果

- ① 全ての応募者に対し、選考結果を文書で通知します。
- ② 八千代市のホームページにおいて、認可保育所設置・運営事業者として決定した者の名称及び主たる事務所の所在地並びに保育所の開所予定地を掲載します。

(3) 選考からの除外

選考の過程において、応募書類に虚偽の記載があることが判明した者その他選考に関する不当な要求等を申し入れた者は、選考から除外します。

5. 募集及び選考の日程

1. 募集要項配布期間	令和元年 7月 8日 (月) ~ 8月 2日 (金)
2. 応募相談期間	令和元年 7月 8日 (月) ~ 8月 2日 (金)
3. 応募書類提出期間	令和元年 7月 8日 (月) ~ 8月 9日 (金)
4. 評価委員会の開催	令和元年10月下旬までに実施
5. 選考結果通知	令和元年11月下旬
6. 施設の整備	令和3年1月下旬までに完了
7. 設置認可	令和3年2月上旬から3月上旬まで
8. 開所	令和3年4月1日 (月)

※ 上記4から7までの日程は、目安としてください。

※ 設置認可については、千葉県に別途申請が必要となります。

6. 施設整備・運営に係る補助

(1) 施設整備に係る補助

施設整備に係る補助については、要綱等に基づき交付しますが、予算の範囲内での交付となります。施設整備に係る補助金の交付を受けるには、別途申請が必要となります。

※ 整備を行う建設事業者は、千葉県建設工事等入札参加事業者名簿又は八千代市競争入札参加資格者名簿に建築一式工事で登録されている者になります。

(2) 運営に係る補助

運営については、子ども・子育て支援法に基づき、委託費として公定価格により算定した額を支払います。委託費の支払を受けるには、請求が必要となります。

【問合せ先】

〒276-8501 八千代市大和田新田3-1-2-5

八千代市子ども部子育て支援課

電 話 047-483-1151

Eメール kosodate3@city.yachiyo.chiba.jp